

介護老人福祉施設 高槻けやきの郷 <サービス利用料金>

1. 介護保険の基準サービス (契約書第4条 参照)

契約者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分 (自己負担額) と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

(1日あたりの料金)

1. 要介護度サービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
※ 個別機能訓練加算 (I) 12単位 ※ 精神科医師定期的療養指導加算 5単位 ※ 夜勤職員配置加算 (II) 18単位 ※ 認知症専門ケア加算 (II) 4単位 ※ 日常生活継続支援加算 46単位 ※ 看護体制加算 (I) 4単位 ※ 生産性向上推進体制加算 (II) 10単位	8,105円 (769単位)	8,843円 (839単位)	9,633円 (914単位)	10,381円 (985単位)	11,109円 (1,054単位)
2. うち、介護保険から給付される金額	(1割) 7,294円 (2割) 6,484円 (3割) 5,673円	(1割) 7,958円 (2割) 7,074円 (3割) 6,190円	(1割) 8,669円 (2割) 7,706円 (3割) 6,743円	(1割) 9,342円 (2割) 8,304円 (3割) 7,266円	(1割) 9,998円 (2割) 8,887円 (3割) 7,776円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	(1割) 811円 (2割) 1,621円 (3割) 2,432円	(1割) 885円 (2割) 1,769円 (3割) 2,653円	(1割) 964円 (2割) 1,927円 (3割) 2,890円	(1割) 1,039円 (2割) 2,077円 (3割) 3,115円	(1割) 1,111円 (2割) 2,222円 (3割) 3,333円
※所得段階に応じ、1ヶ月の負担が一定の額を越えると、公費の助成が受けられます。					
4. 居室に係る自己負担額	2,360円 (※ただし、所得段階により1日あたりの負担上限額が異なります。) ※第1段階…880円/2段階…880円 / 第3-①段階…1,370円/第3-②段階1,370円				
5. 食事に係る自己負担額	1,545円 (朝食400円・昼食580円・夕食565円) (※ただし、所得段階により1日あたりの負担上限額が異なります。) ※第1段階…300円/第2段階…390円/第3-①段階…650円/第3-②段階…1,360円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	(1割)1,991円 ~4,716円 (2割)5,526円 (3割)6,337円	(1割)2,065円 ~4,790円 (2割)5,674円 (3割)6,558円	(1割) 2,144円 ~4,869円 (2割) 5,832円 (3割) 6,795円	(1割) 2,219円 ~4,944円 (2割) 5,982円 (3割) 7,020円	(1割) 2,291円 ~5,016円 (2割) 6,127円 (3割) 7,238円

☆地域特別加算 (4級地) として5.4%が加算されています。

☆上記に加え、介護職員等処遇改善加算 (I) として、1ヶ月の総単位数に14.0%を乗じた単位数が算定 (加算) されます。

☆科学的介護推進体制加算…科学的介護情報システム (LIFE) へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進した場合に加算されます。(月40単位)

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦全額お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更いたします。

☆上記以外に低所得の方への減免制度があります。

☆その他、状況により初期加算30単位・経口移行加算28単位・経口維持加算 (I) 400単位・経口維持加算 (II) 100単位・療養食加算6単位 (一回)・退所前後訪問相談援助加算460単位・退所時相談援助加算400単位・退所前連携加算500単位・再入所時栄養連携加算200単位 (一回)・配置医師緊急時対応加算325単位 (通常の勤務時間外 早朝・夜間および深夜を除く)、650単位 (早朝・夜間 一回)、1,300単位 (深夜 一回)・看取り介護加算72単位 (死亡日以前31日以上45日以下)、144単位 (死亡日以前30~4日)、780単位 (死亡日の前々日、前日)、1,580単位 (死亡日) が必要な場合があります。

※ 各種の加算 算定時の要件 (サービス内容) は、以下のとおりです。

- ・看護体制加算 (I) …常勤の看護師を1名以上配置しています。
- ・看護体制加算 (II) …決められた数の看護職員を配置し、看護職員による24時間の連絡体制を確保して健康上の管理を行う体制を整えています。
- ・夜勤職員配置加算…夜間帯 (17時から翌朝9時) において、一日平均夜勤職員数が必要な夜勤職員の数を一以上、上回って配置しています。
- ・看取り介護加算…医師が、一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した契約者に対して、その方そのご家族と共に、医師・看護職員・介護職員等が共同して十分な説明と合意のもと、その方らしさを尊重した看取りができるよう支援し、事業所または居宅にて亡くなられた場合に、死亡日以前45日を限度に加算されます。また、看取りに関する指針を策定し、契約者等への同意を得る他、職員研修を実施します。
- ・個別機能訓練加算 (I) …所定の資格を持つ専属の職員を配置し、関連職種の間により、個別機能訓練計画を作成し、計画的にリハビリを実施します。
- ・精神科医師定期的療養指導加算…当事業所の看護・介護職員・生活相談員等と連携し、日常生活状態を把握した上での療養指導を実施します。
- ・認知症専門ケア加算 (II) …日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の契約者に対し専門的な認知症ケアを実施します。
- ・初期加算…当事業所に入所した当初に、事業所での生活に慣れるための支援を行う為、入所後30日間に限り加算されます。(なお、30日を超える病院等での治療の後、再入所された場合も同様に加算されます。)
- ・口腔衛生管理加算 (I) …歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施した場合に加算されます。
- ・経口移行加算…医師の指導に基づき、現在経管での食事を摂っている入所者ごとに、経口での食事に移行する計画を医師、歯科医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成します。医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が、その計画に沿って実施します。(経口移行計画の作成日から起算して180日以内)
- ・経口維持加算 (I) …経口摂取をされている契約者のうち、摂食障害を有し誤嚥が認められる方に対して、医師の指示に基づき関連職種が共同して栄養管理のため食事の観察及び会議等を行い、契約者ごとに経口維持計画を策定。契約者等への説明・同意のもと、継続して経口による食事摂取を進める為、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。(400単位/月)
- ・経口維持加算 (II) …経口維持加算 (I) を算定している契約者への食事の観察及び会議等に、協力歯科医療機関の医師又は歯科衛生士が加わり、契約者等への説明・同意のもと、継続的な食事摂取への支援を行った場合に加算されます。
- ・療養食加算…病状に合わせて、主治医により、疾患治療を目的に指示された食事を提供した場合に加算されます。
- ・退所前後訪問相談援助加算…当事業所を退所し居宅に帰られる契約者があった場合に、退所後の居宅サービス等について、居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。
- ・退所時相談援助加算…当事業所を退所し居宅に帰られる契約者があった場合に、退所後の生活について、相談援助を行った場合に加算されます。
- ・退所前連携加算…当事業所を退所し居宅に帰られる契約者があった場合に、退所後の居宅サービス等について、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、退所後のサービス利用上必要な調整を行った場合に加算されます。
- ・再入所時栄養連携加算…施設の入所時には経口により食事を摂っていた入所者が、医療機関に入院し、入院中に経管栄養、嚥下調整食の新規導入となり、施設の管理栄養士が、入所者の入院する医療機関を訪問し、栄養食事指導やカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携して

栄養ケア計画の原案を作成し、当該施設へ再入所した場合に、1回に限り加算されます。

- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）…介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保並びにスタッフの負担軽減に関する実績があることで加算されます。（100単位/月）
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）…介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保並びにスタッフの負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な検討を行い、定期的実施確認を行っている場合に加算されます。（10単位/月）
- ・安全対策体制加算…介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点か外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること（入所時に1回20単位加算されます）。
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）…厚生労働大臣が定める基準に定められる介護職員処遇改善計画書を作成し、また、各種必要書類を整備し、都道府県知事に届け出ています。（1ヶ月の総単位の14.0%を乗じた単位数）

契約者が、入院または外泊をされた場合にお支払い頂く利用料金は、下記のとおりです。（契約書第21条及び26条参照）

（一日あたりの料金）

1. サービス利用料金	2,592円 (246単位)	1ヶ月あたり、6日までを限度として徴収します。
2. うち、介護保険から給付される金額	(1割)2,332円 (2割)2,073円 (3割)1,814円	
3. サービス提供に係る自己負担額	(1割) 260円 (2割) 519円 (3割) 778円	
4. 居室に係る自己負担額	2,360円	※入院・外泊期間中、継続して徴収（但し、短期入所生活介護等への転用をした場合、費用は徴収しません） ※但し、日常の居室代金が、法人及び公的負担により軽減されている方は、入院中について、30日間は軽減されている費用で徴収し、その後は一律2,360円の費用を徴収します。 ※月途中で退所の場合は日割りであり、退所以降の居室自己負担は発生しません。
4. 自己負担額合計（3+4）	(1割)1,140円 ～2,620円 (2割)2,879円 (3割)3,138円	※但し、短期入所生活介護等への転用をした場合、費用は徴収しません。

2. 介護保険の基準外サービス（契約書第5条 参照）

契約者のご希望により、利用された場合のみ費用を頂きます。

(1) 理美容

価格（税込み）

	Betty ベティ (美容) 毎週：水・土曜日		
カット	2,000円	ヘアカラー	4,500円
シャンプー	600円	パーマ	6,000円

(2) レクリエーション・交流活動…行事の内容により、材料費等、実費相当を頂きます。

(3) 複写物の交付…1枚につき10円（消費税込）

(4) 日用品等（消費税込）

品名	単位	価格
電気代（個人使用の家電製品の持込み）	1品目あたり/1日	10円

☆ 電気代については、利用開始・中止の際にお届けの用紙をご提出下さい。

☆ 日用品については、契約者によりご準備をお願いします。

☆ 契約者の嗜好により主食をパン食代替にする場合

【米粥との差額】パンへの代替	税抜 40円	実費をご負担頂きます。	※消費税：別途申し受けます。
パン粥への代替	税抜 50円		
パン粥半量への代替	税抜 25円		
パン粥2倍代替	税抜 100円		

☆ その他、日常生活に要する費用で、契約者にご負担いただくことが適当であるものについては、実費をご負担頂きます。

(5) 契約書22条に定める所定の料金契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金一日あたり：10,015円

(7) 外出時支援～冠婚葬祭等の理由で、ご家族の介助で入居者様の外出が困難な場合、けやきの郷の施設職員が対応可能な場合は外出時の支援をさせていただきます。付き添いの費用として30分ごとに2,000円 対応エリア高槻市、茨木市、枚方市、摂津市

※施設職員が対応可能な日と時間が限られますので、希望される場合はご相談下さい。

3. 利用料金のお支払い方法（契約書第7条 参照）

料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月15日頃に請求書を発送致します。お支払いは、請求書が届いた月の28日までに以下の方法のいずれかでお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

窓口での現金払い

下記指定窓口への振込み

銀行名：りそな銀行 高槻支店 口座名：社会福祉法人 成光苑 高槻けやきの郷 理事長 高岡 國士

普通預金 口座番号 No.6470351

金融機関口座からの自動引き落とし（ご利用できない金融機関があります。引き落とし手数料は施設負担致します。）

※ 介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。